「山形市立第三小学校いじめ防止基本方針」

平成29年8月1日全面改訂平成30年3月1日一部改訂

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組みます。

2 いじめ防止のための取組

- (1) 教職員について
 - ・いじめについて、校内研修や職員会議等で教職員全員の共通理解を図っていきます。
 - ・全校集会や学級活動などで、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として 絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
 - ・一人一人を大切にした分かりやすい授業作りを進めます。
 - ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
 - ・教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について、日常的にその特性を踏まえ た適切な支援・指導を組織的に行います。
 - ○発達障がいを含む、障がいのある児童
 - ○海外から帰国した児童や外国人の児童
 - ○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - ○被災児童 など
- (2)児童に培いたい力
 - ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。
 - ・自他尊重の態度を育てます。
 - ・児童が他者との円滑なコミュニケーションを図る能力を育てます。
 - ・ストレスに適切に対処できる力を高めます。
- (3) いじめ防止のための組織(法22条:必置)
 - ・いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための「いじめ防止等の対策のための 組織」は、「こまくさ教育委員会」が兼ねます。
 - ○校内職員:校長、教頭、教務主任、副教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、該当学年担任団 ○校外関係者:学校評議員、学校医 等(必要に応じて参加)
- (4) 児童の主体的な取組
 - 児童会でよい人間関係作りのための取組を推進します。
 - ・児童会の目標や各委員会活動の中で、望ましい暮らしについて主体的に考え実行 します。
- (5)家庭・地域との連携
 - ・学年・学級懇談会、家庭訪問、学校(学級)便り等を通じて、「学校いじめ防止 基本方針」について理解を得るとともに、緊密な連携協力体制を図っていきます。
 - ・学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を 設け、地域と連携した対策を推進します。

3 早期発見の在り方

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努めます。
- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つととも に、教職員相互が積極的に情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知す

るよう努めます。

- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否か を判断します。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場 合も、いじめに該当すると判断し、対応にあたります。但し、その場合は、いじ めという言葉を使わずに、柔軟に対応することもあります。
- ・休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配ったり、日記や連絡帳等を活用したりして、交友関係や悩みを把握します。
- ・Q-U アンケート及びいじめ発見のためのアンケートを実施し、それを受けて児童 と語る機会を設定し、児童の心の声を拾い上げ、いじめ問題の未然防止、早期発 見、早期対応に努めます。
- ・発見・通報を受けた場合には、「悪ふざけ」「単なるけんか」などと自分だけで判断や対応をせず、「いじめは組織で対応」の原則のもと、担任、学年主任、教頭を通じて校長まで素早く連絡・報告し、組織的に対応します。
- ・担任、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーターの連携により、教育 相談体制を機能させます。

4 いじめに対する対応

- (1)いじめを受けた子どもへの対応
 - ・児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。そして、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
 - ・いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある ときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。また、状況に応じて心 理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。
 - ・いじめ解消の判断については、少なくとも次の2点を満たすこととします。
 - ①「いじめに係る行為が止んでいること」
 - ②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、必要な支援を行います。
- (2)いじめた児童及びその保護者への対応
 - ・事実関係の聞き取りは複数の教員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、 教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。いじめをやめさせ、その再 発を防止します。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納 得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協 力を求めます。
 - ・いじめたとされる児童には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が健全な 人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行います。懲戒や出席停止の 活用については、山形市教育委員会と協議します。
- (3) 周りの集団への働きかけ
 - ・いじめの観客や傍観者にならない指導を行います。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りに努めます。
- (4)ネットいじめへの対応 等
 - ・校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で理解を図っていきます。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。

5 重大事態への対処

- (1) 調査組織の設置(法28条①: 必置)と調査の実施
 - ・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められ

た時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぎます。)

- (2) 校内の連絡・報告体制
 - ・いじめに係る気になる情報をキャッチした教職員は、学校いじめ対策組織において対応について協議します。
- (3) 重大事態の報告
 - <u>・学校は、重大事態(疑いがあるときも含む)が発生した場合は、素早く山形市教</u> 育委員会を通じて山形市長へ報告します。
- (4) 外部機関との連携 等
 - ・重大事案に係る事実関係の調査及び事後対応、発生防止等については、必要に応 じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所等、各関係機関と連携を図りなが ら進めていきます。
- 6 地域や家庭との連携
 - ・ 学年・学級懇談会や学校だより等においていじめに係る学校基本方針やその 取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識 を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図ります。

附 則 この方針は、平成30年3月1日から適用する。